

(令和元年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

陸上自衛隊オスプレイの習志野駐屯地への飛行に関して住民説明会の開催を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	藤崎 ちさこ
賛成者	習志野市議会議員	市瀬 健治
〃	〃	入沢 俊行
〃	〃	宮城 壮一

## 陸上自衛隊オスプレイの習志野駐屯地への飛行に関して住民説明会の開催を求める意見書

防衛省は、陸上自衛隊の垂直離着陸輸送機オスプレイを来年3月末までに木更津駐屯地に暫定配備する計画を発表し、8月3日に木更津市民会館で公開の説明会を開いた。説明会には約260人が集まり、ほとんどが機体の安全性、騒音問題に懸念を示す質問に集中した。各地で墜落や部品落下などの事故を起こし、安全性の確保に疑義があるオスプレイの配備ありきの姿勢に、非難の声も多数上がった。

その説明会の中で防衛省は、習志野第一空挺団も同乗して訓練を行うことも想定と明言した。木更津駐屯地の第1ヘリコプター団は、有事の際に速やかに習志野駐屯地に向かい、そこに駐屯している第一空挺団や特殊作戦群の隊員をピックアップし、直接現地へ向かうか、他の基地に移動し日本全国へ展開するとされている。つまり、木更津駐屯地に配備されるオスプレイは、その訓練のために頻繁に習志野駐屯地に飛来することになる。木更津駐屯地から習志野へのオスプレイの想定飛行ルートは、他のヘリコプターの場合、木更津から一旦海上に出て船橋から陸地に入り、習志野駐屯地に向かうか、帰りは習志野駐屯地から津田沼・新習志野上空を飛び、海上に出て、木更津に向かうルートが一般とされている。いずれにしても習志野市や船橋市上空を飛ぶことは容易に想定される。通過地点下の住民は、オスプレイの危険性や騒音などにさらされる。米軍オスプレイが配備されている横田基地周辺の住民からは、その騒音や家の振動や不快な残存音などが訴えられている。沖縄も同様である。

陸上自衛隊オスプレイの配備は絶対反対であり、どこの空にも飛ばすべきではないと考える。一方では必要と思われる方もいる。しかし、その危険性や騒音などは賛否を問わず飛行ルート下の全住民に影響を及ぼす。習志野市・船橋市上空を飛行するのであれば、その飛行ルートや影響など木更津市同様に公開の住民説明会が開催されるべきものと考えられる。

よって、本市議会は政府に対し、木更津駐屯地に来年3月に暫定配備されようとしているオスプレイに関し、習志野市・船橋市などの住民を対象とした、習志野駐屯地への飛行ルート、訓練、安全性、騒音などに関する公開の住民説明会を開催するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、  
標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第3回定例会)

発議案第2号

ヘイトスピーチ解消法に基づく「相談体制の整備」、「教育の充実等」、  
「啓発活動等」の充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	谷岡隆
〃	〃	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

## ヘイトスピーチ解消法に基づく「相談体制の整備」、「教育の充実等」、 「啓発活動等」の充実を求める意見書

特定の人種や民族に対する常軌を逸した攻撃は「ヘイトスピーチ」と呼ばれる。差別をあおるこうした言葉の暴力は、「ヘイトクライム」（人種的憎悪に基づく犯罪）そのものであり、人間であることすら否定するなど、人権を著しく侵害するものである。

法務省が平成28年3月に結果を公表した実態調査によると、平成24年4月から27年9月までに、ヘイトスピーチを伴うデモは1,152件、確認された。年間の発生件数は、平成24年が4月以降で237件、25年は347件、26年は378件で、27年が1月から9月で190件であった。また、動画投稿サイトに掲載されたデモの様子を撮影した72件、約98時間分の映像を分析したところ、ヘイトスピーチに該当する「日本から出て行け」など特定の民族を一律に排斥する発言が最も多く、1,355回あった。生命に危害を加える発言は216回、蔑称などで誹謗中傷する発言も232回あった。

当事者の切実な訴えと関係者の努力が実を結び、平成28年5月、与党が提出した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、自民、公明、民進、おおさか維新、生活、日本共産党などの賛成多数で可決・成立した。この法律は、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進すべく、この法律を制定し、国、地方公共団体は、「相談体制の整備」、「教育の充実等」、「啓発活動等」を行うことが定められた。

同法の成立によって世論が喚起され、ヘイトスピーチ規制のための行政当局の動きが強まるなど、一定の効力が出ている。しかし、いまだに、在日韓国・朝鮮人などを排除・攻撃することを目的とした言論が繰り返され、韓国・朝鮮出身者やその家族が多く居住する地域や、繁華街などで、罵詈雑言を叫び、関係者と周辺住民の不安と恐怖心をあおっている。テレビ、週刊誌、インターネットなど一部のメディアにも、そうした言葉が横行している。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ヘイトスピーチや外国人に対する差別を防止する取り組みが、日本政府には強く要請されている。改定出入国管理法の施行により、外国人労働者がますます増加することも予想されている。ヘイトスピーチ解消法の「不当な差別的言動は許されない」の理念の普及のための「相談体制の整備」、「教育の充実等」、「啓発活動等」の充実が今こそ重要である。

よって、本市議会は政府に対し、地方自治体との協力を行い、ヘイトスピーチ解消のための相談、教育、啓発のさらなる強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第3回定例会)

発議案第3号

地域間の大きな格差を是正しつつ、最低賃金1,500円を目指すよう  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ  
り提出します。

令和元年9月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	央重則
〃	〃	佐野正人
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

地域間の大きな格差を是正しつつ、最低賃金 1,500円を目指すよう求める意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためには、最低賃金を抜本的に引き上げていくことが求められる。政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針 2019）においても、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が 1,000円になることを目指す。」と明記された。

令和元年 10 月発効の千葉県の最低賃金は 923円になったが、地域別最低賃金の最高額は東京都の 1,013円、最低額は青森県など 15 県の 790円であり、地域間の実額差が拡大している。

日本弁護士連合会は「地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のために、最低賃金の地域間格差の縮小が急務である。」「仮に時給 1,000円であったとしても、年収ではいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準である 200万円をわずかに超える程度にしかない。」と指摘している。そして、本年 7 月までに、日本弁護士連合会と全国 36 の弁護士会が、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の縮小を求める会長声明を出している。仮に時給を 1,500円まで引き上げれば、8 時間働き、「残業なし・週休 2 日」で、年収が約 25 万円となる。これは、人間らしい生活を送るための最低限必要な賃金額である。

最低賃金の引き上げによる労働者の生活の底上げが喫緊の課題であることは国民的な一致点である。地域間の大きな格差を是正し、将来的に全国一律最低賃金制度を創設することが望まれる。同時に、最低賃金引き上げの鍵となる中小企業への支援策は政府の責任で大きく進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、地域間の大きな格差を是正しつつ、最低賃金 1,500円を目指すよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

#### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和元年習志野市議会第3回定例会)

発議案第4号

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月27日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	飯生喜正
賛成者	習志野市議会議員	宮本博之
〃	〃	小川利枝子
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	平川博文
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	佐野正人

## 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書

平成28年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、平成29年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

令和2年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。

よって、本市議会は政府に対し、行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記事項を措置するよう強く求めるものである。

### 記

1. 会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の附帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。
  2. 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

#### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。